

せいり ばんごう 整理番号	7-11-6	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	しごと		
こう むく 項目	ろうどう そうだん じれい 労働相談事例		
ない よう 内容	しゅっさん いくじ かいご しごと やす ほあい 出産や育児&介護で仕事を休みたい場合		

1 想定される質問の背景

○ 産前産後または家族の介護のためにしばらく仕事を休みたい。仕事を休むと解雇されないか不安。

2 基本的な質問と回答

相談者 出産前後に仕事は休めますか？仕事を休んでも解雇されませんか？

回答者 労働基準法により、6週間以内に出産予定の女子労働者が休業を請求した場合と産後8週間を経過しない女子労働者に仕事をさせてはならず、その休業期間と復職後30日間は解雇することができません。

相談者 出産前後の休業期間中は給料はもらえますか？

回答者 給料は支給されません。ただし、健康保険加入者または被扶養者が出産した場合は、出産育児一時金として1児につき30万円が支払われ、被保険者が出産のため会社を休み事業主から報酬が受けられないときは出産手当金として出産日前6週間から産後8週間の範囲で標準報酬日額の60%が支給されます。国民健康保険加入者には出産育児一時金として1児につき30万円が支払われます。

相談者 こどもが小さいときには仕事を休むことができますか？

回答者 労働者は、申出により、子が1歳に達するまでの間、育児休業として連続して休むことができます。なお、保育所に入所を希望しているが入所できないなど一定の場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。育児休業中の給料は支給されませんが、雇用保険に加入している場合は、育児休業基本給付金が支給され、育児休業終了後引き続き6ヶ月間雇用された場合には休業日数分の育児休業者職場復帰給付金があわせて支給されます。

相談者 家族の介護のために仕事を休むことができますか？

回答者 労働者は、申出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業を取得することができます。期間は通算してのべ93日までです。介護休業中の給料は支給されませんが、雇用保険に加入している場合は、介護休業給付金が支給されます。要介護状態とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、対象家族とは配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに労働者が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫をいいます。

相談者 育児休業や介護休業を取得することで解雇されたりしませんか？

回答者 事業主は、育児休業や介護休業などの申出をしたことや取得したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないと法律で定められています。